明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四五）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一七一）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二七八）　二
○武器貿易条約のホンジュラス共和国による批准に関する件（**外務**一八〇）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一八一）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一四九）　四
○がん登録等の推進に関する法律第四十四条第一項の規定に基づき、院内がん登録の実施に係る指針の一部を改正する件（**厚生労働**二〇一）　四
○福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインを廃止する件（**同**二〇二）　四
○肥料を登録した件（**農林水産**九〇二）　五
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**九〇三）　五
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（**経済産業**一二九）　六
○非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示（**同**一三〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**五六三）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**五六四、五六五）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**五六六）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二二、一二三）　九
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一八）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省

〔人事異動〕

内閣　法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、証票無効、猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任、迫川上流土地改良区の定款変更の認可関係　二五

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二六

会社その他

省令

○経済産業省令第四十五号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三月以内」を「四月以内」に改める。

様式第一中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十八年度終了後四月以内に提出するエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号。次項において「法」という。）第七条第一項に規定する計画については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（次項において「規則」という。）第三条第一項の規定は適用しない。

3　この省令の施行の際現に法第七条第一項に規定する計画を規則第三条第一項に基づき提出している特定エネルギー供給事業者は、同条第四項の規定にかかわらず、平成二十九年度終了後四月以内に、当該計画を提出しなければならない。